

大和郡山市放課後児童クラブ実務者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和郡山市放課後児童クラブにおける運営上の負担軽減及び種々の課題を解決するため設置する大和郡山市放課後児童クラブ実務者会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、委員11名以内とし、次の各号に掲げる者から、市長が委嘱する。

- (1) 市内各学童保育所の主任級支援員
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は令和5年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認めるときは委員の任期を延長することができるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 会議は、事務局が招集する。

- 2 議事進行は、事務局が行う。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第5条 会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(傍聴)

第6条 会議の傍聴を希望する者は、会議当日所定の場所において、傍聴人名簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

2 傍聴人は、事務局職員の指示に従わなければならない。

(庶務)

第7条 会議の事務局はすこやか健康づくり部子育て支援課に置き、庶務について処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、協議して定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月25日から施行し、令和5年3月31日に限り、その効力を失う。